第３節　剰余金の配当の制限
会社更生手続中は、株主に対する剰余金の配当を行わない。
第４節　株式の譲渡
株主総会は、会社法第136条又は同第137条の規定による譲渡の承認の請求があった場合には、その処置について、管財人の意見を聴かなければならない。この場合に管財人が意見を述べるには、裁判所の許可を得なければならない。
第10章　定款の変更
更生会社の定款を別表18記載の内容へ変更する。ただし、同定款第６条の変更は、前記第９章第１節の定めによる募集株式の発行の効力が生じた時に効力を生ずるものとする。
第11章　役員の変更
第１節　役員等の選任
更生会社の役員等を次のとおり定める。
取締役　長島　良成（住所（省略））
第２節　取締役の任期
前節の取締役の任期は、更生計画認可決定後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
第３節　取締役の変更又は補充
管財人は、前節の任期内に取締役の変更又は補充の必要が生じたときは、裁判所の許可を得て取締役を選任する。ただし、変更又は補充により選任された取締役の任期は前任者と同一期間とする。
上記期間内に更生手続が終結した場合には、前記第10章記載の変更後の定款及び会社法の規定に従う。
第12章　更生会社の解散
第１節　更生会社の解散
更生会社は、管財人が裁判所の許可を得て定めた日に解散する。
第２節　清算人の選任
更生会社が解散したときの更生会社の清算人を次のとおり定める。
清算人　長島　良成（住所（省略））
第３節　清算人の任期等
清算人の任期は、更生会社について清算が結了し清算結了の登記が完了する時までとする。
管財人は、清算人の変更、補充又は増員の必要が生じたときは、裁判所の許可を得て清算人を選任する。
増員又は補充された清算人の任期も、更生会社について清算が結了し清算結了の登記が完了するときまでとする。
第13章　その他の事項
会社更生法第50条第７項の定めにより、別表12整理番号３記載の担保権の実行手続の禁止は解除されているところ、同手続における配当等に充てるべき金銭の見込額は10,000円であり、その使途は共益債権及び更生債権等の弁済の原資とする。その他、会社更生法第167条第１項第６号及び第７号に該当する事項はない。
別表１ないし18省略
東京地方裁判所民事第８部

特定計量器型式承認

○独立行政法人産業技術総合研究所公告第127号

計量法（平成４年法律第51号）第76条第１項の規定に基づき、平成23年３月16日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。

平成23年４月１日

独立行政法人産業技術総合研究所
理事長　野間口　有

１、承認番号　第Ｓ112号
２、名称　株式会社堀場製作所
３、住所　京都府京都市南区吉祥院宮の東町２番地
４、特定計量器の種類　ガラス電極式水素イオン濃度検出器

１、承認番号　第Ｓ113号
２、名称　株式会社堀場製作所
３、住所　京都府京都市南区吉祥院宮の東町２番地
４、特定計量器の種類　ガラス電極式水素イオン濃度検出器

公文書等の管理に関する独立行政法人国立公文書館公示

公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）第17条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第11条第３項の事務所の場所を次のとおり公示する。

平成23年４月１日　独立行政法人国立公文書館長　高山　正也

東京都千代田区北の丸公園３番２号　独立行政法人国立公文書館総務課情報公開窓口

公文書等の管理に関する独立行政法人国民生活センター公示

公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）第17条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第11条第３項の事務所の場所を次の通り公示する。

平成23年４月１日　独立行政法人国民生活センター理事長　野々山　宏

東京都港区高輪３丁目13番22号　独立行政法人国民生活センター東京事務所総務部内

神奈川県相模原市中央区弥栄３丁目１番１号　独立行政法人国民生活センター相模原事務所総務課内

公文書等の管理に関する独立行政法人大学評価・学位授与機構公示

公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）第17条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第11条第３項の事務所の場所を次のとおり公示する。

平成23年４月１日　独立行政法人大学評価・学位授与機構長　平野　眞一

東京都小平市学園西町一丁目29番１号　独立行政法人大学評価・学位授与機構管理部総務企画課内

公文書等の管理に関する独立行政法人工業所有権情報・研修館公示

公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）第17条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第11条第３項の事務所の場所を次のとおり公示する。

平成23年４月１日　独立行政法人工業所有権情報・研修館理事長　清水　　勇

東京都千代田区霞が関三丁目４番３号　独立行政法人工業所有権情報・研修館総務部内

公文書等の管理に関する独立行政法人情報処理推進機構公示

公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）第17条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第11条第３項の事務所の場所を次のとおり公示する。

平成23年４月１日　独立行政法人情報処理推進機構理事長　藤江　一正

東京都文京区本駒込二丁目28番８号　文京グリーンコート　センターオフィス　独立行政法人情報処理推進機構総務部内

公文書等の管理に関する独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構公示

公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）第17条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第11条第３項の事務所の場所を次のとおり公示する。

平成23年４月１日　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構理事長　河野　博文

神奈川県川崎市幸区大宮町1310番　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構総務部広報課内

公文書等の管理に関する独立行政法人土木研究所公示

公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）第17条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第11条第３項の事務所の場所を次のとおり公示する。

平成23年４月１日　独立行政法人土木研究所理事長　魚本　健人

一、茨城県つくば市南原１番地６　独立行政法人土木研究所総務部総務課内（二の場合を除く）
二、北海道札幌市豊平区平岸一条３丁目１番34号　独立行政法人土木研究所寒地土木研究所管理部管理課内（寒地土木研究所が所掌する法人文書）